

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	JMACS株式会社			コード	5817
提出日	2022/6/8	異動(予定)日	2022/5/27		
独立役員届出書の提出理由	2022年5月27日開催の定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意						
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし								
1	野口真弘	社外取締役	○													○								有
2	阿登靖紀	社外取締役	○													○								有
3	久池井茂	社外取締役	○																	○	新任			有
4																								
5																								

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	社外取締役の野口真弘氏は、昭和電線ケーブルシステム株式会社の電線電材部長であります。	同氏は、長年に亘り電線業界に籍を置かれ、電線業界に精通しておられます。会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、適切に職務を遂行できるものと判断し、選任しております。 (独立役員の選任理由) 同氏を独立役員に選任するにあたっては、同氏は、主要株主該当しておらず、また、当社は昭和電線ケーブルシステム株式会社との間取引関係を有しておりますが、他の企業との取引と同様の取引条件であるため、当社の意思決定に影響を与える関係ではないと認識しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、選任いたしました。
2	社外取締役の阿登靖紀氏は、あと法務司法書士事務所および行政書士事務所Gardenの代表者であります。	同氏は、司法書士および行政書士としての高度な専門知識と企業経営者としての幅広い見識を有しており、また違った業界の角度から監査してもらうことにより、有効的な監査ができ、監査機能の強化につながるため、選任しております。 (独立役員の選任理由) 同氏を独立役員に選任するにあたっては、同氏は、主要株主および主要取引先に該当しておらず、また、当社は行政書士事務所Gardenと取引関係にありますが、支払額はいずれも連結の一般管理費の0.1%未満であり、当社の意思決定に影響を与える関係ではないと認識しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、選任いたしました。
3	社外取締役の久池井茂氏は、北九州工業高等専門学校の生産デザイン工学科知能ロボットシステムコース 教授であります。	同氏は、工業高等専門学校で長く教授として高度な専門知識と新技術への幅広い見識を有しており、トータルソリューション事業への助言も含め、当社の監査等委員である社外取締役として、リーガル・コンプライアンスの見地から適切な助言・提言をいただけるものと判断したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。 (独立役員の選任理由) 同氏を独立役員に選任するにあたっては、同氏は、主要株主および主要取引先に該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、選任いたしました。
4		
5		

## 4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。